

令和3年4月23日

新型コロナウイルス感染拡大防止のための在宅勤務(テレワーク)の実施について

当センターでは、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため各種の取り組みを行ってきたところですが、今般の感染拡大を受けて4月25日から役職員等の在宅勤務を実施することとしました。

ご不便をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

期 間： 令和3年4月25日(日)～緊急事態宣言が行われている間